

道路占用許可申請における電子申請について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

竹林係員

栗本さん、笹島専門官宛に電話が入ってますけど、どちらにいますかご存じですか？

栗本係員

ちょうど今、各地方整備局の担当者会議を開催しているので、その会議に出席していると思うよ。もうすぐ終わる頃だと思うけど。

竹林係員

（電話の相手方に専門官不在の旨を伝え、電話を切る。）そういえば、笹島専門官は本省で道路占用システム担当の係長を経験されていたんですね。私もシステムを直接操作したことがないので、詳しいことはわからないんですけど、栗本さんは詳しいですか。

栗本係員

ほくも事務所、出張所でシステムを利用したことがないのであまり詳しくはないんですけど、道路占用システムは、直轄国道の道路占用許可申請手続きに係る業務を対象としたシステムで、申請・届出といった手続きがオンライン上で実現できるらしいよ。

竹林係員

えっ、それじゃあ、申請者の方はわざわざ出張所に出向かずに申請手続きができるということですか。いつからそんなに便利なシステムができたんですか。

栗本係員

電子申請自体は、道路占用許可電子申請システムとあって、現在の道路占用システムの前身に当たるシステムの時代から運用が開始されていて、確か…（パソコンのキーボードを打つ音で会話が遮られる。）

あれっ、笹島専門官、いつの間に席に戻ったんですか。せっかくだから笹島専門官に道路占用システムに関していろいろ話を聞いてみよう。

専門官、旧システム（道路占用許可電子申請システム）で電子申請が運用開始されたのはいつからでしたっけ？

笹島専門官

（パソコンを打ちながら話し始める）けっこう遡るけど、平成13年2月から翌14年3月にかけて、各地方整備局ごとに順次電子申請が開始されたんだよ。

竹林係員

それじゃあ、もう電子申請が開始されてから10年以上も経つんですね。ところで、笹島専門官、話をするときくらいパソコンのキーボード打つのやめてくださいよ。音がうるさくて話が聞きづらいですよ。

笹島専門官

えっ、なに？

竹林係員

話をするときぐらいパソコン打つのやめてください！うるさくて話が聞こえません！！

笹島専門官

失礼しました。(パソコンを閉じる。)

栗本係員

ところで、電子申請を導入したメリットとしてはどんなことがありますか？

笹島専門官

そうだね、まず、申請者にとっては、(申請時に) 実際の窓口となる出張所に出向く必要がなくなるから交通費が節約できるし、また、移動時間や出張所に滞在する時間も短縮できるといったメリットがあるよ。さらには、電子申請であれば24時間いつでも申請することが可能なので、窓口が閉庁している時間帯でも申請することができるといったメリットもあるよ。その一方で、ほくたち道路管理者側も受付の対応時間や業務処理時間が短縮できるといったメリットがあるんだ。

栗本係員

確かに、費用対効果を考えるとそれなりの効果がありそうですね。ちなみに、オンライン上でどのようなやりとりが可能なんですか？

笹島専門官

申請者の方は、新規、変更、更新等の申請手続きをすることはもちろんのこと、添付書類の作成・提出、また、廃止、一般承継、名称変更、住所変更、物件の保守、占用物件の軽易な変更、着手届、完了届といった各種届出も可能だよ。

他にも道路管理者側の審査状況、補正要求の有無等の進捗状況も確認でき、補正要求に対する回答も提出できるよ。(図1参照)

栗本係員

けっこういろいろなやりとりが可能なんですね。ところで、電子申請の利用率はどのくらいなんですか？

笹島専門官

直近の今年度7月末時点での利用率は、約65%程度だったかと思うよ。システム切り替え時のデータ移行作業による影響で一時的に利用率が低下したこともあったけど、今年度入ってから利用率が徐々に上がってきているみたいだ。今年度中には70%くらいまで上げていきたいと本省からは指示が出ているよ。(利用率は、全国の直轄国道における公益物件の占用許可申請に関するもの。)

栗本係員

けっこう利用されているんですね。今後利用率向上に向けて何か課題はあるんですか？

笹島専門官

さっき直近の利用率が約65%と話したけど、実際には地域ごとにバラツキがあって、管内の利用率が90%前後の高い率で推移している地整もあれば、一部の地整では未だに低迷していて地整間で格差が大きくなってしまっているんだよ。ちなみに、うちの地整も昨年度までは低迷している側だったけど、公益事業者に働きかけて何とか全国平均に近いレベルまで上がってきているところだよ。

全国的な目で見れば、全体の利用率を向上させるには、今後は、低迷している地整の利用促進が課題かな。これらの地整においては、うちの地整がやってきたことと同様、電子申請を利用されていない公益事業者の方々に働きかけをしたり、個別に対応をお願いしたり地道に利用促進に努めているらしいよ。

栗本係員

利用率が90%という地整があるのもすごいですね。ということは、将来的にはうちの地整管内もそこ

まで利用率が向上する可能性はあるということですね。

笹島専門官

それは、地域ごとにそれぞれ事情も異なるし何とも言えないね。でも、システム側でも公益事業者の方々
の要望を把握して、より利用しやすいシステムに改良していくなど地道に公益事業者の方の負担軽減に努
めていきたいと考えているよ。

竹林係員

うちの地整もまだまだ発展途上といったところですね。ちなみに、まだ電子申請を利用されていない公
益事業者の方が申請する場合は何か複雑な手続が必要だったり、何か特別に準備したりとかいった面倒な
ことはあるんですか？それが電子申請を利用する妨げになっていたりしませんか？

笹島専門官

いや、全く複雑な手続も準備も必要なくて、利用するに当たっては、あらかじめ利用申込書を道路占用
システム受付センターに提出して利用者 ID とパスワードを取得するだけだよ。あとは、インターネット
に接続しているパソコンとプリンターがあればすぐにでも利用できるよ。利用環境や利用者登録に関して
は、道路占用システムのホームページ (<https://www.doro-senyo.go.jp/top/top.html>) を開設しているので、
こちらを参照してもらおうと詳しいことがわかるよ。

竹林係員

意外と簡単に利用できるんですね。でも、実際に利用するにしてもパソコン操作が苦手な人にとっては、
操作方法が複雑だったりして敬遠されてしまうこともあるんですか？

笹島専門官

この点に関しては、道路占用システム開発時に新たに入力画面を申請書類のレイアウト上に入力する方
法（帳票入力）だけでなく、システムの誘導に従い入力する方法（ウィザード形式）を導入してわかりや
すくしたり、各画面上に操作の補助となる情報を表示して、操作しやすくしたりと操作が苦手な方にもわ
かりやすい工夫がされているよ。

栗本係員

そういう意味では、これまで敬遠されていた公益事業者の方にも利用されて利用率が向上する可能性も
あるということですね。他に従来のシステムから改善された点としてどのようなことが上げられますか。

笹島専門官

例えば、申請書作成用の別プログラムが不要で、WEB ブラウザ画面だけで申請・届出書類の入力と送
信ができたり、位置図の作成と添付を簡便化する地図作成機能を備えていたり、あとは、申請時には様々
な添付書類が必要だけど、そうした添付可能なファイル形式を増やしたりしているよ。

他にも、セキュリティ面では、サーバをアクセスコントロールされたデータセンターで一元的に管理し、
データセンターから各地方整備局へのネットワークは外部から独立した回線を使用して安全性を確保した
りしているところだよ。〈図2 参照〉

栗本係員

そうした意味では申請者の負担も軽減されているのですね。

笹島専門官

とはいうものの、まだまだこれからもできる限り申請者の負担軽減の観点で見直しを進めていくことも
必要だと思うよ。

竹林係員

そういえば、直轄国道はこうして様々な改善がなされて全て電子申請が可能ですが、それ以外の地方公

共同体が管理する道路の電子申請の状況はどうなんでしょうか。

笹島専門官

実際に本省でも調査して把握しているわけではないんだけど、電子申請を実施している地方公共団体は少ないと聞いているよ。実際に通信事業者のように広範囲に渡って占用申請をする公益事業者にとっては、地方公共団体の占用申請についても電子申請が運用されることを要望しているといった話も耳にするくらいだから。

栗本係員

確かに公益事業者は道路管理者が異なる道路にまたがって占用するケースが多いから直轄国道が電子申請できても他の道路で結局窓口に出向いて申請しなければならなかったり不便な面も多いですよ。といっても、国が対応できる話でもないし…。

笹島専門官

そうなんだよね。地方公共団体にとってもそうした電子申請システムを整備するといっても財政事情が厳しいことには変わりはなく、なかなか個々に開発・運用することは現実的には厳しい話だと思うよ。さらに、公益事業者からは、道路管理者が異なる道路にまたがっての申請の際には、一方の道路管理者に申請すれば足りるようないわゆるワンストップといった要望も耳にするし、なかなか課題が多いところだよ。

栗本係員

うーん、なかなか難しい問題ですね。国としては何かできることはないんですかね。

笹島専門官

なかなか難しい問題だね。でも、申請者の負担軽減の観点から何か対応できないか考えていくべきだと思うよ。

竹林係員

笹島専門官、今日は道路占用許可の電子申請について、詳しい話を聞かせていただいてありがとうございました。これからもわからないことがあったら教えてくださいね。

いろいろ課題もあるようですが、是非何か解決できる方向性が見いだせればいいですね。

笹島専門官

実は、今日異動の内示があつてね。来週隣の課に異動することになったんだ。残念だけど、後任に委ねるしかないね。

(寂しさを振り払うかのように再び力強くパソコンのキーボードを打ち始める。)

渡邊課長

(あのキーボードを打つ音、隣の課に異動しても壁越しに聞こえてきそうだな…)

栗本係員

あっ、そういえば、さっき笹島専門官が不在中に電話があつたよね。本人に伝えてあげないと。

竹林係員

すっかり忘れてました。専門官、さっき局内のヘルプデスクから端末機の修理が終わったんで引き取りに来てくださいますとお電話がありました。どこか壊れたんですか？

笹島専門官

うん、あまり強くキーボードを打ちすぎたんでキーが弾け飛んで壊れちゃつてね。お恥ずかしい。

渡邊課長・栗本係員・竹林係員

…………… (恐るべし…)

(ちなみに、会話中に笹島専門官が使用していた端末機は代替機です。)

注)
 全国の直轄国道のうち、「道路管理システム（以下、同システム）」が運用されているエリア（東京 23 区、札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）における直轄国道については、同システムにて電子申請を扱っている（同システムを利用する事業者のみ）。

図1<道路占用システムにて可能な手続>

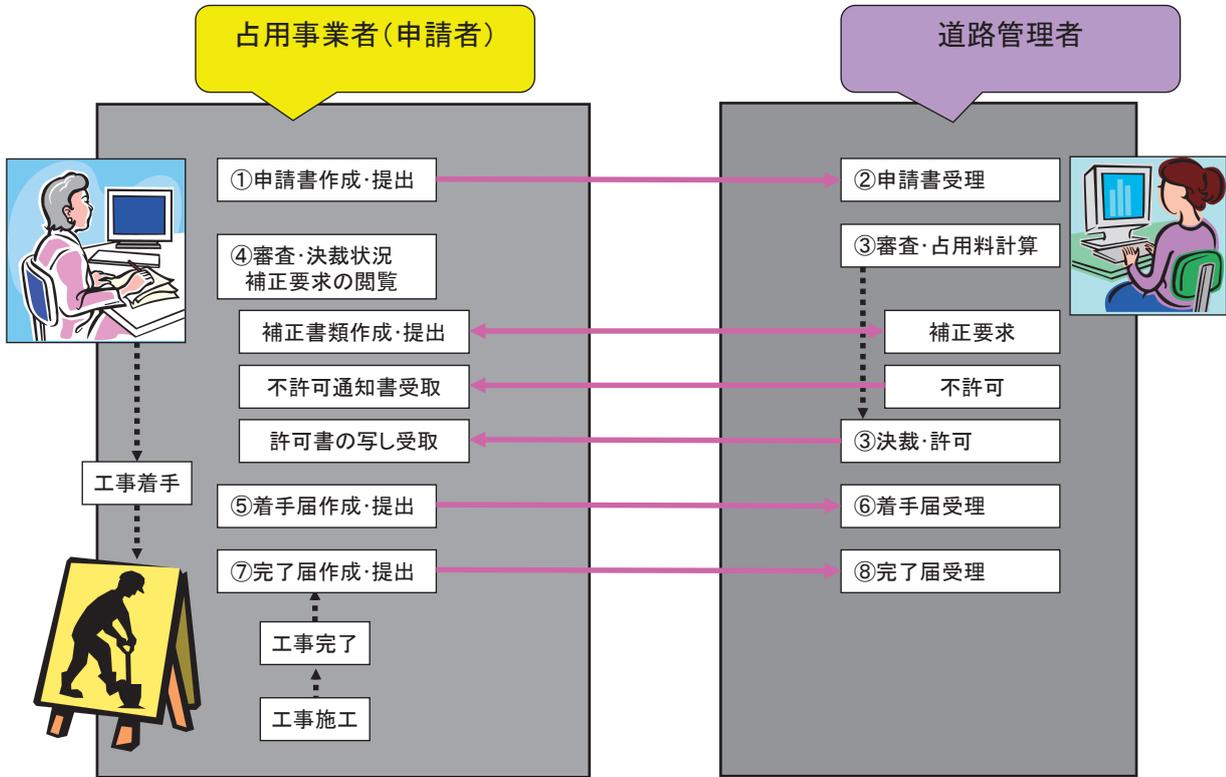


図2<道路占用システム概要図>

